

2014年（平成26年）2月4日

各位

日本知的財産仲裁センター
センター長 松本 好史

手数料改訂のお知らせ

平成26年4月1日以降、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（消費税改正法）により、現行消費税5%から8%に変更となります。

つきましては、当センターにおける消費税の取扱いに関しても、平成26年4月1日以降の手数料に係る消費税率は8%に変更いたしますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

		税抜価格	税込価格
相談	1時間	10,000円	10,800円
調停	申立手数料	47,620円	51,429円
	期日手数料（各自負担）	47,620円	51,429円
	和解契約書作成手数料（各自負担）	142,858円	154,286円
仲裁	申立手数料	100,000円	108,000円
	期日手数料（各自負担）	100,000円	108,000円
	仲裁判断書作成手数料（各自負担）	200,000円	216,000円
センター判定	単独判定申立手数料	300,000円	324,000円
	双方判定申立手数料	400,000円	432,000円
	口頭審理期日手数料（各自負担）	100,000円	108,000円
事業適合性判定	事前相談料	10,000円	10,800円
	外部調査機関調査費用	100,000円	108,000円
	第1号事業適合性判定	200,000円	216,000円
	第2号事業適合性判定	600,000円	648,000円
	第3号事業適合性判定	900,000円	972,000円
JPドメイン名紛争	申立手数料（判定人1名）	180,000円	194,400円
	申立手数料（判定人3名）	360,000円	388,800円